

平成 24 年 9 月 19 日 大気環境部会提出資料

## 石綿飛散防止専門委員会の検討状況

### 1. 検討の経緯

第 1 回専門委員会（6 月 27 日）：論点整理

第 2 回専門委員会（7 月 20 日）：有識者からのヒアリング（その 1）

- （1）建築物の解体現場における現状と課題等について
- （2）米国の石綿飛散防止対策の制度及び分析手法等について

第 3 回専門委員会（8 月 9 日）：有識者からのヒアリング（その 2）

- （1）石綿の環境濃度測定、建材中の含有量測定及び精度管理に関する現状と課題等について
- （2）建築物の解体現場における現状と課題等について

第 4 回専門委員会（8 月 27 日）：有識者からのヒアリング（その 3）

- （1）石綿に関する健康リスクの評価
- （2）建築物の解体現場における現状と課題等について
- （3）建築物の解体における発注者の対応
- （4）自治体における建築物の解体現場等からの石綿飛散防止対策

大気環境部会（9 月 19 日）：専門委員会での検討状況の経過報告

第 5 回専門委員会（9 月 26 日予定）：各論点についての検討

第 6 回専門委員会（10 月 24 日予定）：答申素案に対する検討（その 1）

第 7 回専門委員会（11 月 21 日予定）：答申案に対する検討（その 2）

大気環境部会（12 月予定）：石綿飛散防止対策の更なる強化についての専門委員会報告（中間報告）

## 2. 石綿飛散防止対策に係る主な論点（案）

これまで石綿飛散防止専門委員会において提示・議論された、石綿飛散防止関連制度に関連する主な論点につき、＜①一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）＞、＜②その他（他法令にも関連するもの）＞の2つに分類して、事務局で整理した。

### （1）「立入権限の強化及び事前調査の義務付け」の主な論点

現状の大気汚染防止法では、行政機関は特定粉じん排出等作業実施届出書が提出された建築物の解体現場等に対して立入検査を実施できることとしている。しかし、届出書が提出されていない建築物の解体現場等に対しては、石綿の使用のおそれがあっても立入検査を実施できず、行政機関が石綿使用の有無を確認できない。

#### ＜①一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）＞

- 立入対象（石綿使用のおそれ）の定義（建築年数、構造等）
- 大気汚染防止法における事前調査の義務付けの要否
  - 米国における、抜き打ちの立入検査の実施の例
  - 条例により、立入検査や事前調査を全ての建築物に認めている自治体の例
  - 事前調査の義務付けについては、他法令（石綿則、建設リサイクル法）との関係の整理が必要との指摘
  - 建り法では、80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事についての届出を求めている例
- 立入検査時の建築材料の収去権限の追加

#### ＜②その他（他法令にも関連するもの）＞

- 立入検査や事前調査を効率的に行うための台帳等の整備による情報共有が課題との指摘

## (2) 「敷地境界等における大気濃度測定義務化及び測定結果の評価」の主な論点

特定粉じん排出等作業において、敷地境界等における大気濃度の測定の義務が無いため、石綿飛散の有無の確認ができない。

自治体あるいは自主的に事業者が石綿の大気濃度測定を実施している場合があるが、測定結果の評価方法（濃度基準等）がなく、石綿飛散の有無の判断が不明確である。

### <①一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）>

- 大気濃度測定義務の規定場所（法律：ばい煙発生施設等と同様、規則：作業基準）
  - ばい煙発生施設と特定粉じん発生施設との関係を整理すべきとの指摘
  - 大気濃度測定の義務化と作業基準の遵守の徹底との関係についての指摘
- 大気濃度測定未実施の場合の罰則規定（ばい煙発生施設は規定有）
- 大気濃度測定結果の評価方法（作業管理基準として設定、健康リスクの基準として設定）
  - リスク評価と中環審答申の考え方との整合につき検討が必要との指摘
- 大気濃度測定結果が基準値を超過した際の対応（作業基準遵守命令、一時停止措置命令、罰則）

## (3) 「大気濃度測定に係る試料採取及び分析」の主な論点

### ア. 測定方法について

複数の省庁でそれぞれの目的に応じ、測定場所、試料採取時間等を規定していることから、施工事業者、測定機関がどの方法を採用するか混乱が生じている。

### <①一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）>

- 大気濃度の測定方法
  - 管理は総繊維やリアルタイムモニターなど迅速な分析が有効との指摘
- 大気濃度の測定場所（敷地境界、建屋境界、養生周辺等）
- 大気濃度の測定対象物質（総繊維、石綿繊維）
  - 罰則の適用には石綿繊維の正確な分析が必要との指摘
  - 基準値と測定対象について、海外での測定法も整理して検討すべきとの指摘

## イ. 測定の信頼性の確保について

技術を有しない測定機関が試料採取を行った場合、排気口の気流を考慮せず採取地点を決定する、または機器の操作ミスによる不適切な試料採取を行う等の不適切な試料採取が行われる可能性がある。

技術を有しない分析機関が試料の分析を行った場合、石綿繊維の見落とし等の不正確な計数が行われる可能性がある。

試料の分析に時間を要した場合、分析結果が判明した時点で除去作業が終了しており、結果を飛散防止対策に役立てることができないことが考えられる。

### <①一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）>

- 測定及び分析事業者の登録制度の要否
  - 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関制度、ダイオキシン類についての精度管理指針に基づく資格審査の例
  - 民間における分析技術者の能力認定事業の例
- 第三者による精度管理の要否
  - 精度管理に関する国際的な評価基準の採用も検討が必要との指摘
- 試料の保存義務及び試料の提出を求める権限の要否
- 大気濃度測定の結果を報告する義務の要否

### <②その他（他法令にも関連するもの）>

- 発注者が解体工事と大気濃度測定を分離発注することの要否
  - 米国での利益相反関係の排除規定の例
  - 補助金事業や公共団体発注工事の石綿対策工事と環境濃度測定との分離発注の試行も検討すべきとの指摘

## (4) 「発注者による配慮」の主な論点

発注者から低額、短期間の工事を請け負うことにより石綿飛散防止対策が徹底されない懸念があり、発注者にも一定の責任を持たせるべきという意見がある。

<①一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）>

- 発注者の配慮規定の拡充の要否
  - 発注者に限定せず元請の配慮義務を強化すべきとの指摘
  - 発注者が適正な費用を負担すべき責任につき検討が必要との指摘
  - 現行の発注者による配慮規定の運用についても検討すべきとの指摘
  - 発注者の規模・能力等にも配慮した検討が必要との指摘
- 発注者の責務規定の位置づけの要否
  - 米国では、建物所有者（施主）や管理者（元請）に重い責任を与えている例
  - 建り法、土対法では発注者、土地所有者等が届出者となっている例
  - 廃棄物処理法や、フロン・石綿に関する制度での発注者の責任の規定の例
  - 事業者、発注者の両者に対して責任が分担されるべきとの指摘

<②その他（他法令にも関連するもの）>

- 適切な処理工事をできる業者に適正な価格・納期で発注することが必要との指摘

（５）「法令の徹底と透明性の確保」の主な論点

石綿の危険性と石綿含有建材について国民の知識が乏しく、漏洩や飛散が疑われる工事を発見しても、除去業者等の説明をそのまま受け入れざるをえない状況がある。国民が石綿の危険性と石綿含有建材についての知識を得ることにより、違法な解体工事への監視の役割が期待されるという意見がある。

<②その他（他法令にも関連するもの）>

- アスベストの飛散防止対策の重要性についての周知
  - 建り法の届出の情報を建築部局・環境部局等で共有する取り組みの例
  - 国民や発注者（施主）である建築物の所有者等に対する制度の周知・啓発が重要との指摘
- 特定粉じん排出等作業である旨の掲示、特定粉じん排出等作業の公開の要否
  - 条例に基づき、事前調査結果の掲示等により住民への周知を実施している例

## (6) 「特定建築材料以外の石綿含有建材を除去するにあたっての石綿飛散防止対策」の主な論点

大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材を使用している建築物の解体等作業について、自治体等から作業基準の設定の要望がある。

### <①一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）>

- 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去作業に係る作業基準の設定及び届出の要否
  - 成形板（いわゆるレベル3）の工事の届出を条例で義務付け、立入検査を実施している自治体の例
  - 石綿含有建材からの飛散状況を把握し、飛散する可能性のある除去作業については、作業基準を設定することが必要との指摘

### <②その他（他法令にも関連するもの）>

- 米国では、成形板がアスベスト粉じんを発生させることを前提に、隔離養生
  - 除塵機設置を求めている例
- 成形板等の除去の作業基準の検討にあたっては、石綿則等の作業基準との整合性に留意すべきとの指摘
- 工事件数も多く、物件も解体事業者も様々であるため、届出等の負担・実行可能性について検討が必要との指摘
- レベル3に関して、作業基準、事前調査を定めることで、廃棄物への移行・混入も防止できるとの指摘
- 使用中の煙突など規制外で飛散対策が必要なものについて検討が必要との指摘

## (7) その他の論点

<②その他（他法令にも関連するもの）>

- アスベスト除去後の完成検査の要否
  - 海外で、除去後・養生撤去前に室内濃度測定を曝露防止対策として実施している例
  - 完成検査・完了報告制度の実施主体や、建り法及び廃棄物処理法等との関係も含めた実施可能性についての検討が必要との指摘
- 事前調査及び事前調査に基づいた工事がなされるよう第三者が管理することの要否
  - 米国では、対策工事監視者が、ビルオーナーに代わって、アスベスト対策業務が計画通りに安全に、適法に行われたかどうかを監視する例
  - 米国では、アスベスト対策の実施者と、クリアランスサンプリング調査・分析の実施者や、アスベスト対策計画の策定者との分離を求めている例
  - 事前調査の実施機関や特定工事業者に係る制度について国レベルでの検討が必要との指摘
- 罰則の強化及び違反した者への対応（公表等）について
  - 米国での厳しい罰則適用・摘発の例、資格認定登録者や違反者等のデータベース管理の例
- その他
  - 環境汚染防止に重点を置いた、制度改正についての議論が必要との指摘
  - 我が国で受け入れられる、望ましい仕組みのあり方についてさらに議論が必要との指摘
  - 長期的・統一的な視点での石綿規制・建物解体等に関する制度の検討も必要との指摘
  - 石綿関連法規を所管する機関が、関連する法令に基づく情報を共有し、効率的な行政指導を実施すべきとの指摘

# 中央環境審議会大気環境部会石綿飛散防止専門委員会

## ヒアリング対象者

### 1. 平成 24 年 7 月 20 日（金）

- (1) 建築物の解体現場における現状と課題等について
  - 一般社団法人 J A T I 協会
  - 中皮腫・じん肺・アスベストセンター
  - 日本アスベスト調査診断協会
- (2) 米国の石綿飛散防止対策の制度及び分析手法等について
  - 株式会社 E F A ラボラトリーズ

### 2. 平成 24 年 8 月 9 日（木）

- (1) 石綿の環境濃度測定、建材中の含有量測定及び精度管理に関する現状と課題等について
  - 一般社団法人日本環境測定分析協会
  - 社団法人日本作業環境測定協会
  - 小坂 浩 氏（元兵庫県立健康環境科学研究所センター）
- (2) 建築物の解体現場における現状と課題等について
  - 社団法人全国解体工事業団体連合会
  - 社団法人日本建設業連合会

### 3. 平成 24 年 8 月 27 日（月）

- (1) 石綿に関する健康リスクの評価
  - 森永謙二委員
- (2) 建築物の解体現場における現状と課題等について
  - 村山武彦 氏（東京工業大学）
- (3) 建築物の解体における発注者の対応
  - 森ビル株式会社
- (4) 自治体における建築物の解体現場等からの石綿飛散防止対策
  - 大阪府
  - 川崎市

## 専門委員会ヒアリングで紹介された石綿飛散・指導事例等

### ○自治体による指導事例：

- ・ 勧告等の対象となった事例：未届で作業着手。取り残しがあるにも拘らず養生を解除。隔離養生前に一部解体作業を実施。測定の結果、敷地境界基準を超過（敷地境界基準超過の原因は、養生不十分で石綿飛散。負圧確保不十分により出入口から石綿漏洩。出入口からの石綿の持ち出し、漏洩）
- ・ 指導での不備指摘事例：養生シートの破損等の修復、適正な負圧状態の維持
- ・ デジタル粉じん計による集じん機排出口の調査で、約1割に異常がみられ集じん機を交換（HEPA フィルターの異常）
- ・ 条例に基づく石綿含有成型板の事前調査において、半数の現場で届出書に記載のない石綿含有成型板が見つかった

### ○建築物の解体現場等での事例：

- ・ 事前調査・分別解体が適切に行われず解体し、近隣住民の苦情等で行政指導が行われ工事が一時中断した事例（現場には、レベル1と思われる吹き付け材とレベル3の整形板が散在。石綿は非含有だったが、仮に石綿含有の場合、飛散の可能性は高く、除去の工法も難易度が高い）
- ・ 解体現場の看板には含有物無しと掲示。解体後の現場の吹き付け材には、石綿が含有していた事例
- ・ アパート居室改修工事において、天井の吹き付けヒル石（レベル1）に養生・セキユリティールーム設置を行わずに、内装の撤去、天井貼り付け（囲い込み工事）行うという事例（天井貼り付け工事の際には、飛散抑制剤で固めたヒル石の天井にドリルで穴を開け天井板を固定するという工事で、法令違反のおそれ）

### ○建物所有・管理者による石綿に関する取組事例：

- ・ 所有・管理物件の全数を対象にアスベスト調査を実施（竣工書類からの調査、設計者・施工者への調査、現地調査。サンプリング分析、空気環境測定）
- ・ 情報開示（入居者への情報開示、賃貸借契約の重要事項説明への規定）
- ・ 解体・改修工事時のアスベスト対策（除去、封じ込め、囲い込み）の工事を実施（関係法規を遵守した工事の実施、定期的な点検の実施、記録の作成・保管、等）